

2022年2月18日

法人 理事会

不明組合員の「みなし自由脱退」についての公告

2年以上、転居先不明となっている組合員1000名について、
なにわ保健生活協同組合・定款第10条2項「みなし自由脱退規定」に基づき、
2022年3月末日の日付で脱退処理を行います。

「みなし自由脱退」処理を行う組合員名簿については、下記の期間と場所で
閲覧することが出来ます。

記

- ・公告期間 2022年2月21日(月)～3月12日(土)
- ・閲覧期間 2022年2月21日(月)～3月12日(土)
- ・閲覧場所 生協本部 生協の各事業所

脱退後であっても当該組合員から申し出があれば組合員としての権利は復活できます。

以上